

産前・産後に

ヘルパーがお手伝いします



育児援助

ヘルパーが子育てをサポートします。

■サービス内容

- ・授乳介助
- ・おむつ・衣類交換
- ・沐浴介助
- ・兄弟児の食事介助や遊び相手などの世話（就学前に限る） など

府中市産前産後ヘルパー派遣事業

家事援助

ヘルパーが利用者様に代わって食事や洗濯などの家事をします。

■サービス内容

- ・食事の準備・後片付け
- ・衣類の洗濯
- ・居室等の掃除・整理整頓
- ・生活必需品の買い物 など

■利用できる方

府中市内に住民登録をしている世帯で次のいずれかに該当する世帯

- (1)妊娠中で、心身の不調(切迫早産など)があり、家事や育児の支援が必要な世帯
診断書が必要です
- (2)産後4か月(多胎の場合は1年)未満で、家事や育児の支援が必要な世帯

■利用内容： 詳細は別紙の利用規定をご覧ください。

■サービス料金表 ※利用料は所得に応じて変わります。



	生活保護世帯または 市民税非課税世帯	妊産婦及び配偶者の 所得合計が730万円未満	妊産婦及び配偶者の 所得合計が730万円以上
1時間未満	0円	500円(250円)	1,000円(500円)
1時間～1時間30分未満	0円	750円(375円)	1,500円(750円)
1時間30分～2時間未満	0円	1,000円(500円)	2,000円(1,000円)

※新型コロナウイルス感染症への緊急措置(広島県助成)として、令和2年5月から令和2年10月末までの利用料は半額の()内となります。

事前に利用登録が必要です。まずはお問い合わせください。 〒726-0011 府中市広谷町919番地3
FAX:0847-47-1320

☎0847-47-1310

府中市 健康推進課 元気づくり係

～利用方法～

《利用時間及び回数》

- 利用可能時間：月曜日から金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）の午前9時から午後5時
1回2時間以内、1日2回まで
- 利用回数：産前・産後各20回以内（多胎児出産の場合は、産後40回以内）
- 利用場所：利用者の自宅としますが、利用者の外出に付き添うことはできます。
ただし、市外への派遣はできません。

《利用から申請開始までの手続き》

出産後の利用を希望する場合は、妊娠32週以降であれば事前の利用登録ができます。

1 府中市健康推進課への申請

①府中市産前産後ヘルパー派遣事業利用（登録）申請書（様式第1号）

②妊娠中の利用の場合：診療情報提供書（又は診断書）

すこやか育児サポート事業で契約している医療機関の場合は、すこやか育児サポート事業を代用することが可能です。健康推進課にご相談ください。

※ 申請は、妊産婦ご本人でなくても差支えありませんが、郵送での申請はできません。

2 担当保健師との面談

3 事業所と日程を決める

①申請から数日後、「府中市産前産後ヘルパー派遣事業利用承認通知書（様式第2号）が届きます。

②利用者（保護者）が委託事業者（府中市社会福祉協議会）に連絡して、利用日程を決めてください。

事業者の都合により、派遣希望の日程に添えない場合があります。

【委託事業者】

※府中市社会福祉協議会：府中市広谷町919-3（リ・フレ内）

TEL：0847-47-1294、FAX：0847-47-1055

※府中市社会福祉協議会上下支所：府中市上下町上下869-5

TEL：0847-62-2566、FAX：0847-62-4903

《利用日の変更及びキャンセル料、その他の費用》

- 利用日の変更又は中止を希望する場合は、利用予定日の前々日（祝祭日・土日・年末年始を除く）午後5時までに事業者にご連絡してください。（事業者の都合により、ご希望に添えない場合があります。）
- 利用者の都合により利用日の変更又は中止をする場合で、利用予定日の前々日午後5時以降に事業者にご連絡した場合は「キャンセル」扱いとなり、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。

利用時間	1時間まで	1時間を越え 1時間30分まで	2時間まで
キャンセル料	400円	600円	800円

利用者が感染症に罹患するなどの体調不良がある場合は、事前に事業者にご連絡ください。

事前の連絡がなく、訪問時に感染症等が発覚した場合は、支援を中止し、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。

- その他、買い物等で要した費用は、実費精算とします。